

「家庭的養護推進計画」の見直しに向けた施設ヒアリングの実施について

<経 過>

- 平成 23 年 7 月に国が示した「社会的養護の課題と将来像」及び国通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」に基づき、大阪市の児童養護施設及び乳児院では、平成 41 年度までに「本体施設をすべて小規模グループケアとし、分園型小規模グループケアとあわせた定員を、児童養護施設は 45 人以下、乳児院は 35 人以下とする」、「施設運営法人によるファミリーホームの開設を進め、1 施設につき 2 か所以上のファミリーホームを整備する」ことなどを整備方針とした「家庭的養護推進計画」を策定している。
- 一方、平成 28 年の児童福祉法の改正と、その理念を実現するために平成 29 年 8 月に国から示された「新しい社会的養育ビジョン」において、これまでの考え方が抜本的に見直され、施設は「できる限り良好な家庭的環境」として「高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化」を図ることが強く打ち出されたことにより、各施設が策定した「家庭的養護推進計画」について、大きく見直すことが必要となっている。

<対 象>

- 改正児童福祉法等を受けて、既存の都道府県推進計画の全面的な見直しが求められ、新たに大阪市社会的養育推進計画を策定することとなった。しかしながら、国の策定要領において、施設の高機能化及び多機能化、機能転換については、家庭的養護推進計画の対象である乳児院・児童養護施設のみならず、児童心理治療施設や児童自立支援施設、母子生活支援施設も対象とされていることから、既存の「家庭的養護推進計画」の対象である乳児院・児童養護施設に加え、児童心理治療施設や児童自立支援施設、母子生活支援施設をあらたに対象とし、ヒアリングを実施する。

<ヒアリングのねらい>

- ① 「新しい社会的養育ビジョン」で示された、施設入所対象となる子どもや、求められる支援体制（高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化）についての情報を伝え、平成 41（令和 11）年度までに目指すべき方向性を大阪市と施設との間で共有する。
- ② 「家庭的養護推進計画」（児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設においては施設の高機能化等の取組計画）の見直し（作成）のポイントやスケジュールを伝え、検討の開始を促す。
- ③ ①②を踏まえた現時点の各施設の意向を確認する。

<ヒアリングの実施方法>

大阪市所管の児童養護施設（10 か所）、乳児院（6 か所）、母子生活支援施設（4 か所）、児童心理治療施設（3 か所）、児童自立支援施設（1 か所）に対して、単価設定ヒアリングの実施にあわせて実施

[大まかなスケジュール]

- ・令和元年 6 月：対象施設に対するヒアリング
- ・令和元年 7 月：家庭的養護推進計画見直し案（or 高機能化等の取組計画）作成、提出受付
- ・令和元年 8 月：家庭的養護推進計画等を基にした施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化についての計画素案作成